## 昭和二十六年法律第二百三十九号 信用金庫法施行法

(現存する信用協同組合等)

第三条 この法律施行の際現に存する信用協同組 二年間は、なおその効力を有する。 法律の規定は、この法律施行の日から起算して 及び改正前の協同組合による金融事業に関する 合」と総称する。) については、改正前の同法 第一号の事業を行う協同組合連合会(以下「組 合及び中小企業等協同組合法第七十七条第一項 (金庫への組織変更) 4

第四条 前条の組合は、同条の期間内に総会(総 ることができる。 つては、信用金庫法による信用金庫連合会とな 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあ 信用金庫と、中小企業等協同組合法第七十七条 決を経て、信用協同組合にあつては、信用金庫 代会を設けている組合にあつては総代会)の議 (昭和二十六年法律第二百三十八号) による 6 7 ない。

ればならない。 ときは、定款の変更その他必要な行為をしなけ 信用金庫法又はこれに基く命令の規定に反する おいて、その組合の定款、組織その他の事項が 会(以下「金庫」と総称する。)となる場合に 前項の規定により信用金庫又は信用金庫連合 8

間とする。但し、その残任期間がその金庫の役 員又は総代の任期をこえるときは、当該任期と し、その任期は、組合の役員又は総代の残任期 のこれに相当する役員又は総代となるものと 第一項の規定により金庫となる場合において 当該組合の役員又は総代は、引き続き金庫

と読み替えるものとする。 第二号中「五百万円」とあるのは「二百万円 号中「一千万円」とあるのは「五百万円」と、 経過するまでは、信用金庫法第五条第一項第一 いては、この法律施行の日から起算して三年を 第一項の規定により信用金庫となるものにつ

条第三項、第七十四条第一項、第七十五条第一 二項の事項を登記することに因つて、 所の所在地において、信用金庫法第六十五条第 更は、同条同項の期間内に、金庫の主たる事務 前項の登記については、信用金庫法第六十五 前条第一項の規定による金庫への組織変 その効力

項及び第二項並びに第七十六条の規定を準用す

3 の組合の登記簿の謄本を添附しなければならな る事務所の所在地で登記する場合を除いて、そ

5 る登記所に対し、その旨を通知しなければなら は、その組合の主たる事務所の所在地を管轄す 定による登記をしたときは、登記官吏は、職権 て、その登記用紙を閉鎖しなければならない。 一項の規定による登記をしたときは、登記官吏 組合の主たる事務所の所在地以外の地で、第 その組合の登記用紙にその事由を記載し

準用する。 第四項の規定は、前項の通知があつた場合に

の従たる事務所の所在地を管轄する登記所に対 場合を含む。)の手続をしたときは、その組合 し、その旨を通知しなければならない。 登記官吏は、第四項(前項において準用する

準用する。 第四項の規定は、前項の通知があつた場合に

(貸付の継続)

|第六条 組合が第四条第一項の規定により金庫と なつたときは、その金庫は、信用金庫法第五十 三条又は第五十四条の規定にかかわらず、その る。 織変更の際に存した貸付を継続することができ 組合の組合員で組合を脱退したものに対し、組

第七条 組合の財産を承継した金庫は、金融機関 条の二から第四十二条の五まで(退職金)の規 を受けた金融機関とみなす。 三十七条の八第一項(調整勘定)及び第四十二 再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)第 定の適用については、これらの規定の定める譲 渡金融機関からその事業の全部又は一部の譲渡 (財産承継の場合の金融機関再建整備法の適用

(金庫とならない組合に対する経過措置)

第八条 第三条の組合であつて同条の期間内に金 規定を含む。以下同じ。)によつてなされた免 合による金融事業に関する法律の規定(同法第 庫とならないものについては、改正前の協同組 よる金融事業に関する法律の規定によりなされ の定をなすものを除く外、改正後の協同組合に 第三条の期間満了の日において命令により特別 たものとみなす 許、認可、届出、命令、処分その他の行為は、 六条において準用する銀行法及び貯蓄銀行法の

組合の主たる事務所の所在地で、第一項の規 限り、なおその業務を行うことができる。

第二十六条 この法律施行前 (この法律施行の際 期間の経過後)でも、なお従前の例による。 期間の経過前)にした行為に対する罰則の適用 現に存する組合については、第三条に規定する 際現に存する組合については、同条に規定する については、この法律施行後(この法律施行の

第二十七条 第三条から第八条までに定めるもの 必要とするときは、政令で定める。 の外、この法律の施行に伴い特別の経過措置を

この法律は、信用金庫法施行の日から施行す

則 (昭和二七年六月三日法律第一六

公布の日から施行する。

第一項の登記の申請書には、その組合の主た|第九条 第三条の組合であつて同条の期間内に金 組合法第七十六条第二項及び第七十七条第五項 庫とならないものは、改正前の中小企業等協同 の期間満了の日において現に存するものに関し ては、その期間満了の日から起算して六箇月を (罰則の経過規定) 規定により行う業務に関する契約で、第三条

(経過規定の委任)

附

この法律は、